

# 愛鷹丸鰹釣資料

(採訪時住所 静岡県志太郡焼津町)

目録番号			年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号		
1			天保 3	1832	辰		1	吉	職人日雇書附帳	熊野屋		横帳	1		1		
2			明治14	1881	巳		3		諸入費井下男給金控	増山樟次郎		横帳	1		2		
3			明治26	1893	巳		6	20	漁業地方税記帳	焼津市北新田 漁船中		横帳	1	「受取」印あり。「北城上三」印（黒スタンプ）あり。「増新」印あり。朱丸印あり	3		
3	1		明治26	1893			6	26	漁業税領収書（34円96銭7厘につき）	益津郡焼津村 収入役 清 水国蔵[印]	焼津村北新田	単票	1	3の横帳に挟み込まれていた。「伊東」印。割印あり	3	1	
3	2		明治26	1893			6	26	漁業税附加領収書（10円49銭につき）	益津郡焼津村 収入役 清 水国蔵[印]	焼津村 北新田	単票	1	3の横帳に挟み込まれていた。「伊東」印。割印あり	3	2	
3	3		明治26	1893			10	24	漁業税領収書（34円96銭7厘につき）	益津郡焼津村 収入役 清 水国蔵[印]	焼津村 北新田	単票	1	3の横帳に挟み込まれていた。「伊東」印あり。割印あり	3	3	
3	4		明治26	1893			10	24	漁業税領収書（10円49銭につき）	益津郡焼津村 収入役 清 水国蔵[印]	焼津村 北新田	単票	1	3の横帳に挟み込まれていた。「伊東」印あり。割印あり	3	4	
3	5		明治27	1894			6	25	漁業税領収書（43円32銭4厘につき）	益津郡焼津村 収入役 清 水国蔵[印]	焼津村 北新田	単票	1	3の横帳に挟み込まれていた。「篠宮」印あり。割印あり	3	5	
3	6		明治27	1894			6	25	漁業税領収書（15円16銭3厘につき）	益津郡焼津村 収入役 清 水国蔵[印]	北新田	単票	1	3の横帳に挟み込まれていた。「篠宮」印あり。割印あり	3	6	

目録番号			年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号		
3	7		明治27	1894			10	26	漁業税領収書（43円32銭4厘につき）	益津郡焼津村 水国蔵[印]	収入役 清	北新田	単票	1	3の横帳に挟み込まれていた。「篠宮」印あり。割印あり	3	7
3	8		明治27	1894			10	26	漁業税領収書（15円16銭3厘につき）	益津郡焼津村 水国蔵[印]	収入役 清	北新田	単票	1	3の横帳に挟み込まれていた。「篠宮」印あり	3	8
3	9		明治28	1895			6	28	漁業税領収書（35円8銭9厘につき）	益津郡焼津村 水国蔵[印]	収入役 清	北新田	単票	1	3の横帳に挟み込まれていた。作成者印割印あり	3	9
3	10		明治28	1895			6	28	漁業税領収書（経常費15円79銭、臨時費5円61銭4厘につき）	益津郡焼津村 水国蔵[印]	収入役 清	北新田	単票	1	3の横帳に挟み込まれていた。作成者印割印あり	3	10
3	11		明治28	1895			10	29	漁業税領収書（35円8銭8厘につき）	益津郡焼津村 水国蔵[印]	収入役 清	北新田	単票	1	3の横帳に挟み込まれていた。作成者印割印あり	3	11
3	12		明治28	1895			10	29	漁業税領収書（経常費15円79銭、臨時費5円61銭4厘）	益津郡焼津村 水国蔵[印]	収入役 清	北新田	単票	1	3の横帳に挟み込まれていた。作成者印割印あり	3	12
3	13								釣揚一分積金戻り金記				切紙	1	3の横帳に挟み込まれていた。元は帳簿の一部カ	3	13
4			明治27	1894	子		4		廿七年度漁業役人取帳	焼津村北新田	魚船中		横帳	1	「受取」印あり。「増新」印あり。「北城」印（黒スタンプ）。丸印（黒スタンプ）あり	4	

目録番号			年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号		
5			明治29	1896			1	1	漁船入費支払帳	北新田 漁方惣代扱		横帳	1		5		
5	1	1					1	23	記（金7円31銭預け置きにつき）	（北）社 増田より（印）	漁方惣代 近藤久蔵様	切継紙	1	「（北）会社」朱印あり	5	1	
5	2	1					12	30	記（長6尺3本木代、手間、×金46銭につき）	大工左吉	九左工門様	切紙	1	5-1、5-2-1、5-2-2は一括して折り畳まれ、5のとじ紐に括り付けられていた	5	2	1
5	2	2							（宿船金66円16銭8厘5毛につき書付）			切紙	1	5-1、5-2-1、5-2-2、5-2-3は一括して折り畳まれ、5のとじ紐に括り付けられていた	5	2	2
5	2	3							キ（米5升、しょうゆ、酒、いわし等×金68銭5毛につき）			切継紙	1	5-1、5-2-1、5-2-2、5-2-3は一括して折り畳まれ、5のとじ紐に括り付けられていた	5	2	3
6			明治29	1896			1	吉	漁業地方税控			横帳	1	焼津村収入役領収書貼付。「明治30年度組合経費」一覧が綴じ紐で括られている	6		
6	1		明治29	1896			3	17	漁業税領収書（6円31銭6厘につき）	益津郡焼津村 収入役 清水国蔵[印]	北新田	単票	1	6に貼付されている	6	1	

目録番号		年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
6	2	明治31)						明治三十年度組合経費	志太郡漁業組合事務所[印]	焼津村北新田 北原九左 工門殿、瀧口松之助殿、 清水菊蔵殿	罫紙	1	6のとじ紐に括 り付けられて いた	6	2
7		明治32	1899					控帳（乗組者の名の控カ）			横帳	1		19	
8	1	明治37	1904			1	吉	あみ入用帳	北新田 中野伝兵衛屋船		横帳	1		7	1
8	2	明治38	1905			11	吉	孫舟入用帳	中野松之助		横帳	1		7	2
8	3	明治44	1911			10	吉	秋海入用帳	焼津町北新田 愛鷹丸 中 野松之助		横帳	1		7	3
9	1	明治41	1908			1	吉	冬大船入用帳	中野松之助		横帳	1		8	1
9	2	明治43	1910			5	吉	大船入用帳	愛鷹丸 中野松之助		横帳	1		8	2
10	1	明治43	1910			4	吉	大漁 水揚帳	愛鷹丸 中野松之助		横帳	1		10	1
10	2	大正 3	1914	寅		3	吉	大漁 水揚帳	愛鷹丸		横帳	1		10	2
10	3	大正 4	1915			2	吉祥	大漁水揚帳	駿州焼津湊 愛鷹丸 仲野 松之助		横帳	1		10	3

目録番号		年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
10	4	大正 6	1917			3	吉	大漁 水揚帳	二号 愛鷹丸		横帳	1		10	4
10	5	大正 9	1920			3	4	大漁 水揚帳	壹号 愛鷹丸		横帳	1		10	5
10	6	大正10	1921			4	吉	大漁水揚帳	壹号 愛鷹丸		横帳	1		10	6
10	7	大正10	1921			4	吉	大漁水揚帳	第二号 愛鷹丸		横帳	1		10	7
11	1	明治43	1910			4	吉	大船 あたり帳	愛鷹丸 中野松之助		横帳	1		15	1
11	2	明治44	1911			1	吉	冬大船あたり帳	中野松之助		横帳	1		15	2
12	1	明治43	1910			4	吉	魚代金調帳	中野松之助		横帳	1	「駿河国焼津町北支店」印。収入印紙(3銭)貼付。「静岡県焼津町 焼津水産合資会社北支店」のスタンプ。「仕切相済」「払済」「相済」印。朱筆	17	1

目録番号			年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号		
12	2		明治44	1911			3	吉	魚代金調帳	中野松之助		横帳	1	「駿河国焼津町北支店」印。収入印紙(3銭)貼付。「静岡県焼津町 焼津水産合資会社北支店」のスタンプ。「仕切相済」「払済」「相済」印。朱筆	17	2	
12	3		明治45	1912			3		魚代金調帳	愛鷹丸		横帳	1	綴じ紐に文書1通が括られている。収入印紙(3銭)貼付。「駿河国焼津町北支店」印。「払済」「相済」「仕切相済」「写取」印	17	3	
12	4		大正 3	1914			3	吉	魚代金調帳	愛鷹丸		横帳	1	「静岡県焼津町 焼津水産合資会社北支店」青スタンプ印。「駿河国焼津町北支店」印。収入印紙(3銭)貼付	17	4	
13			明治44	1911			5		当勘定帳	焼津町北新田 中野伝兵衛		横帳	1	裏表紙に「愛鷹丸」とあり	9		
14			明治44	1911			11	吉	冬大船 水揚帳	焼津町北伝兵衛屋舟主 中野松之助		横帳	1		11		
15			明治44	1911			10	吉	秋海当り帳	焼津町北新田 愛鷹丸 中野松之助		横帳	1		13		

目録番号		年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号	
16	1	明治44	1911			11	吉	冬小船 あたり帳	焼津町北 中野松之助		横帳	1		14	1
16	2	大正 1	1912			11	吉	小船あたり帳	中野松之助		横帳	1	35丁目に「中野松之助」とあり	14	2
17	1	明治45	1912			6	23	当り帳	愛鷹丸		横帳	1		16	1
17	2	大正 2	1913			4	吉	当り帳	愛鷹丸		横帳	1		16	2
17	3	大正 3	1914			3	吉	あたり帳	愛鷹丸		横帳	1	赤丸印多数あり	16	3
17	4	大正 7	1918			3	12	當り帳	愛鷹丸		横帳	1	赤丸印あり	16	4
17	5	大正 9	1920			2	22	当り帳	第弐号 愛鷹丸		横帳	1	作成者印「中野」・赤丸印	16	5
18	1	明治45	1912			3		鯉船 大漁 水揚帳	愛鷹丸 中野松之助		横帳	1		12	1
18	2	大正 2	1913			4	吉	鯉船 大漁 水揚帳	愛鷹丸 伝兵衛屋船		横帳	1		12	2



目録番号			年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号		
19			大正 6	1917			1		(横帳表紙)			横帳	6	横帳表紙と裏表紙の組合わせが3冊分であろうと思われるが、対応関係を確定することは難しい	20		
19	1		大正 6	1917			1	吉	「漁獲高勘定帳」表紙	第二愛鷹丸		横帳	1	横帳の表紙と思われる	20	1	
19	2								(東海遠洋漁業会社 第一愛鷹丸関係横帳裏表紙カ)	東海遠洋漁業会社 第一愛鷹丸		横帳	1	横帳の裏表紙かと思われる	20	2	
19	3		大正 9	1920			1	吉	釣場高勘定帳	第一愛鷹丸		横帳	1	19-4と対になっていたものと思われる	20	3	
19	4								(第一愛鷹丸関係横帳表紙カ)	第一愛鷹丸		横帳	1	19-3が、同じ横帳の表紙に当たるものと思われる	20	4	
19	5		大正 9	1920			1	吉	釣場高勘定帳	第二愛鷹丸		横帳	1	19-6は、同じ横帳の裏表紙かと思われる	20	5	
19	6								(第二愛鷹丸関係横帳裏表紙カ)	第二愛鷹丸		横帳	1	19-5の裏表紙かと思われる	20	6	
20	1								控帳			横帳	1	付箋4ヶ所貼付	18	1	
20	2								控帳			横帳	1	付箋5ヶ所貼付. 朱筆あり	18	2	

## 解題 愛鷹丸鯉釣資料（中野傳兵衛家文書）

### —史料の概要と特色—

はじめに

ここに収録する「愛鷹丸鯉釣資料（中野傳兵衛家文書）」は、1950年代初頭、水産庁の委託により財団法人時代の日本常民文化研究所が行った全国の漁村史料調査、いわゆる漁業制度資料収集事業によって収集された史料群とされている。但し、本史料群に関しては、今日、借用に当たっての書類等は残されておらず、その諸相は明確ではない。しかし、神奈川大学日本常民文化研究所に残されている、昭和25年度末に出された「調査保存事業成績報告」には、整理史料の内訳が記されており、その中には「焼津町柳町立浜通 中野傳兵衛家文書」の記載が見える。この昭和25年度は、収集事業の2年目とされているので、本史料群の収集は比較的初期に行われたものであると思われる。

今回の新たな整理基準による見直しの結果、旧整理における総点数58点が64点となった。史料群としての特徴は、ほぼすべてが漁業に関するものであり、その年代的内訳は、記年のあるものは天保期の1点を除き、全てが明治・大正期の近代史料である。また、記年のない文書も明治期のものである可能性が高い。

### 中野傳兵衛家について

まず初めにお断りしておきたいが、今回の再整理にあたっては、残念ながら、ご子孫など中野家の関係者からお話を伺う機会がなかったため、家の状況に関しては不明な点も多い。そこで、ここではすでに刊行されている文献などを手がかりにして同家の人物や家譜について、知り得る範囲で整理しておきたい。

焼津は、静岡県中部、駿河湾の西岸にあり、遠洋漁業、特にカツオやマグロ遠洋漁業の根拠地で、水産加工業も盛んなわが国屈指の水産都市として全国的に知られている。また、藩政時代の焼津は、東西・南北ともに八町の焼津湊に三カ村と呼ばれた鰯ヶ島村・城之腰村・北新田村の3か村が連なるカツオ漁業を主産業とする純漁村であったともいわれる。そして、この三カ村は、明治22（1889）年の町村制実施により益津郡焼津村となり、明治34（1901）年には焼津町となる。なお、北新田は現在、北浜通と改称され、北新田といえば今日では別の地域のことを指す。

中野傳兵衛家は、カツオ船の船元が比較的多かったとされる焼津湊の北新田村にあり、船名の慣称として「デンベイヤ」と呼ばれていた。これは「傳兵衛」に由来するものようである。また、「愛鷹丸」は動力化以降の船名であり、中野家が船元となっていた。ちなみに明治初年ごろのカツオ船には、それぞれ特定の仲買仲間が定まっており、「デンベイヤ」の場合には、北原春吉、増田佐五右衛門であったことが知られている。

「傳兵衛」の名は、天保12（1841）年「獵方申合定法之事」や嘉永4（1851）年2月「漁方規定取極之事」といった近世期の文書に見える。これらの文書は、焼津湊三カ村が、各村9艘の鯉船を持ち、駿府代官所から漁船であることを証明する漁獵運上船の鑑札が下付され、利益擁護のため漁撈方法について取極めを行っていたことなどに関するものである。ただ残念ながら

江戸時代における鯉船船元としての中野傳兵衛家のありようを伝える文書は、本史料群には収められていない。

次に注目されるのは、明治20～30年代に出てくる「伝右衛門」である。この人物と伝兵衛家との関係も確認が取れているわけではないが、「伝」の字が通字である可能性があり、このことなどから縁者であると推測される。ちなみに本史料群にある明治26（1893）年「漁業地方税記帳」（目録番号3）には、「メ金四円三拾銭 六月廿六日 相済 中野傳右衛門」とある。また、この人物については、『焼津市史 漁業編』など他の文献中においても、例えば、明治23（1890）年の北新田村の主要漁船の所有状態を伝える書上に「老等船鯉船」「弍等小漁船」及び「弍等餌網」に「中野伝右衛門」の名が見える。あるいは、明治30（1897）年8月15日付の焼津村カツオ船惣代と右同船頭総代人との間で取り交わされた約定書では、「志太郡焼津村カツオ船船主惣代 中野伝右衛門」と見える。この他、大正初期に北新田地区にあった8隻のカツオ船のひとつが「中野伝右衛門」の「愛鷹丸」であるとされる。

ところで、明治40（1907）年、東海遠洋漁業株式会社に参加を希望する北新田組の者のひとつが「中野松吉の傳兵衛船」であったとされる。そして、「松」の字つながりでいえば、本史料群に収める入用帳や水揚帳などの諸帳簿に散見できる「中野松之助」は、明治42（1909）年、同社所属の愛鷹丸進水寺の船元として知られている。また、『焼津市史 漁業編』に収める「1916年度（大正5）焼津北新田地区カツオ漁船乗組員」という表には、愛鷹丸乗船員の戸主として「中野松之助」という名が見える。ちなみに同表には「中野松蔵」や「中野伝之助」といった人物名が愛鷹丸の乗船者となっている。これらの人物は、乗組員間の血縁関係が強く、親戚姻戚関係で結びついた「船中」組織を踏まえると縁者である可能性は高いと思われる。なお、本史料群に収める大正4（1915）年「大漁水揚帳」（目録番号10-3）には、「駿州焼津湊 愛鷹丸 中野松之助」とある。

「松之助」以降に関しては、先の「1916年度（大正5）焼津北新田地区カツオ漁船乗組員」によると、「松之助」の養子として「六太郎」の名がある。また、「六太郎」の名は、東洋遠洋漁業株式会社の16期（1923年度）主要株主中に「中野六太郎 焼津 船元 75」とあるほか、大正15（1926）年焼津漁業組合の理事にその名を連ねている。

上記に関連する家譜については、大崎晃氏によって作成された東海遠洋漁業株式会社所属船の推移表にある愛鷹丸の船元を追うことによって、「松之助—六太郎—文太郎」という繋がりが見えてくる。それによると「中野六太郎」は、大正8（1919）年の第一、第二愛鷹丸及び、昭和3（1928）年第一、第三愛鷹丸の船元として名が見える。また、「中野文太郎」は、昭和11（1936）年に第一、第五愛鷹丸の船元となっている。

その他、かなり時代は下るが、『追補 焼津漁業史』（昭和54（1979）年8月10日に刊行）の発行者であった中野傳兵衛氏は、当時、「焼津漁業協同組合 専務理事」であり、創立30周年記念漁業史編纂委員長でもあった。

このように藩政時代から焼津北新田で漁業経営を主導していた中野傳兵衛家ではあるが、同家は現在、その地を離れ、かつて屋敷があったとされる場所は道路改修のため、その面影を全く残していない。

## 本史料群の特徴

すでに触れた通り、本史料群64点は、天保3（1832）年「職人日雇書附帳」（目録番号1）以外のほぼすべてが、明治中期以降の史料であり、また、年記のあるもので最も新しいものは、

大正9（1920）年の「釣場高勘定帳」2冊（目録番号 19-3、5）となる。また、漁業地方税記帳（目録番号 3）に貼付されている一連の領収書（目録番号 3-1～12）などを除いては、ほとんどが帳簿類であり、その帳簿類は内容に即して、漁業税に関するもの、水揚帳、入用帳、当り帳などに大別できる。そこで、ここでは、いくつかのカテゴリーに限定して、少し詳細を見てみたい。

まず、本史料群中では古い年記に属する漁業税関連史料についてである。これらは明治26（1893）年～29（1896）年頃のものである。この時期は、明治4（1871）年の廢藩置県によって、それまでの漁場の占有利用関係が廢絶し、明治8（1875）年の海面官有宣言や雑税廢止、さらに明治34（1901）年公布、翌年施行のいわゆる明治漁業法以前の制度的過渡期にあたり、従来の納税と引き換えに認可されていた漁場占有利用権とその消失といった明治政府の漁業政策との関係で注目できそうな一群である。

次に大多数を占める漁業帳簿類に移ろう。本史料群では、水揚帳が多数含まれているのもひとつの特徴である（明治43（1910）年～大正2（1913）年の10点）。そもそも漁業は季節性や地域性が色濃く出てくる生業であることから、この種の帳簿は、焼津漁業の特色を検証する上では格好の史料といえる。

ところで、焼津の漁業は大きく分けて、夏期のカツオ釣漁（大船、大漁）と冬期のカツオ釣以外のその他の漁業（小船、小漁）によって成り立っていたとされる。勿論、地域的性格からすれば、より重要なのは前者のカツオ釣漁の方であり、漁期の3月から9月までの間は他の漁業はすべて禁止され、乗組員労働力はカツオ漁に結集していた。その漁場は、遠州灘だけでなく、明治10年代に入ると新規開拓が行われ、伊豆七島の方にまで及び、その結果、漁獲高が伸びたとされる。

本史料群に収める水揚帳は、ほとんどが3～4月を起日とするもので、基本的には「夏海」「秋海」の間の記録であるといえる。従って、上記の原則からいえば、基本的にはカツオ釣漁の水揚帳といえよう。その記帳内容は、操業航行日・金額・人名または人数が記され、種に関しては、必ずしもすべての操業航行日ごとに明記されているわけではない。

一例として、明治43（1910）年「大漁 水揚帳」（目録番号 10-1）に出てくる魚種についていくつか紹介しておく。まず春海に相当する4月15日から5月10日までに「さめ」「めじ」（クロマグロ）「うずわ」「まぐろ」「かつを」「トンボ」（ビンナガマグロ）などの魚名が見える。次いで「なつうみ」（夏海）分として5月14日から9月20日の間が続き、「かつを」「まぐろ」「ぶり」「さめ」などが、さらに「秋の海」9月24日から30日の分が続く。そして、最後には「新八船」として10月5日から7日の分が記帳されている。ここでは「さば」「たい」「さめ」などの魚名がある。

これに対し、明治44（1911）年「冬大船水揚帳」（目録番号 14）は、「冬海」の水揚帳といった本史料群中では特異な史料である。その内訳は、前半部が11月5日より翌年（大正1年）3月24日までのもので「きす」「さば」「いか」「あこう」などの魚名が見える。また、後半部は大正2年分として、9月18日から12月29日の間の記録があり、「まぐろ」「さめ」などがある。

次に取り上げたいのは入用帳である。諸経費を書上げた入用帳は、明治37（1904）～43（1910）年の5点と非常に限定的な残存状況を呈している。とはいえ、内容的には多様な費目が記載され、氷代、石油代、えさ代、人足代などが含まれている。ちなみに明治43（1910）年「大船入用帳」（目録番号 9-2）では「小舟入用」についての記載などもあり、他の帳簿類と併せて精査することで漁業経営のありようが深化されるものであろう。

さらに「当り（あたり）帳」と称する帳簿が見られることも本史料群の特徴であろう。これは漁業の経営組織について知り得る史料のひとつである。「当り（あたり）」とは、乗組員の水揚

配分のことであり、この種の帳簿が多く残されていることは、焼津の船員取得金の分配方法が独特であることに関係している。

焼津のカツオ漁を支えてきたのは「船中」という組織で、それは同族を基礎にして漁船を媒体に組織された漁撈単位であるとされる。これは俗に一船一家主義ともいわれ、血縁と地縁による強固な人間関係を形成し、多数の労働力を要するカツオ漁を支えてきた。そして、この組織は船主が新船を建造するに当たって、その資金供給元としても大きな意味を持ち、乗組員（船子）は一株だけであっても出資者として、共同経営者の一人となり一船一家を強化していたという。それ故、乗組員の家に子どもが生まれると僅かであっても漁のアタリ（当り、あたり）が配分され、結果として将来の乗組員の確保につながるという制度である。そして、「船中」組織を存続させるひとつの条件には利益配当制度があったとされる。

本史料群に収める「当り（あたり）帳」は、明治43（1910）年～大正元（1912）年の10点であり、漁船動力化（明治41年、1908）以後のものである。この時の利益分配法は、後述する東洋遠洋漁業株式会社のような船主法人との漁船共同所有体制下にあるといえ、水揚げから手数料、積立金、沖乗奨励金を控除し、さらに残額から船徳（割）、分一（船中の共通費用）を控除するのが基本であった。そして、ここから航海費用を差し引いたものが収益となる。収益は、出資者と乗組員との間で一定比率に従って分配されるが、漁夫の配当分は直接従事者だけでなく、上記のように乗船しない子どもや老人、病人など船中共同体構成員に広く分配されたという。

また、本史料群に収める「当り（あたり）帳」は、さらに「大船」「小船」によって大別できる。既述のように、焼津の漁業はカツオ漁の夏海が中心で、年間水揚げの大半はこの時期に集中し、次いで春海がこれに続く。また、秋海は、春・夏海並の規模であるが水揚げは低い。こうした多寡があるにせよ、春・夏・秋海は生産組織としては「大漁」（大船）である。しかし、利益配分に関しては、春・秋海と夏海との間では異なった基準が設けられているという。これに対して、冬海は、水揚げは低いが生産組織も小さく、経費もかからないことから「小船」ともいわれるという。

これに関連した史料としては、例えば、明治43（1910）年「大船あたり帳」（目録番号11-1）は、4月9日から10月10日までの夏・秋海について、続く明治44（1911）年「冬大船あたり帳」（目録番号11-2）は、1月21日より2月9日までの「冬海」に関する帳簿である。その記帳内容は、仕切金、入用金、あたり金、一人割の額、船中員配当（あたり）の支払い額によって構成されている。

なお、本史料群には、明治44（1911）年「冬小船あたり帳」（目録番号18-1）、大正元（1912）年「小船 あたり帳」（目録番号18-2）といった帳簿も収められている。ひとつの船中はその船方によって組織される小船をもって小漁を営む複数の小集団組織を包含しているとされる。従って、船中組織の全容を知るためには、こうした小船（小漁）の実態も無視できないものであろう。

これらの「あたり帳」は年代的に無動力船から動力船時代の過渡期における利益配当の分析材料となる帳簿であり、複数冊が残っている入用帳ともども漁業経営のありようを伝える史料群に属する。また、人名の右上に人数を付記することで複数の利益配当対象者がいることを示していると見られる明治44（1911）年「当勘定帳」（目録番号13）は、配当例をよく伝えるものであろうし、乗組員名簿の控的性格を持つ「控帳」（目録番号7）のような史料が残っているのも、こうした「船中」組織を見直す上では注目に値するものであろう。



## 愛鷹丸と東海遠洋漁業株式会社

焼津には焼津水産五団体と称する漁業会社があった。すなわち、焼津漁業組合・東海遠洋漁業株式会社・焼津町生産組合・焼津水産会・焼津水産合資会社がそれである。これらの団体組織については『焼津漁業史』や『焼津市史 漁業編』をはじめとした多くの蓄積をもっているもので、詳しくはそちらをご覧いただきたいが、それら団体はそれぞれ独自の地歩を占めながらも互いに緊密な連繫を保ちつつ、焼津の水産中核として、大正・昭和の歴史を築き上げていったとされる。

上記5団体のうちで本史料群との関わりがうかがえるのは、まず明治43（1910）～大正3（1914）年の仕切帳である「魚代金調帳」（目録番号12-1～4）にスタンプが押されている「静岡県焼津町 焼津水産合資会社北支店」である。この焼津水産合資会社は、明治39（1906）年12月25日に旧3魚市場（城之腰・鯛ヶ島・北新田）を合併して設立された合資会社で、その後、株式会社として2度改組された当地唯一の魚市場である。スタンプにある「北支店」は北新田の旧市場のことである。

次いで「東海遠洋漁業会社 第一愛鷹丸」と記された「漁獲高勘定帳」の裏表紙と推定される断簡（目録番号19-2）である。この史料は本文を伴っておらず、残念ながら内容的に豊かなものではない。しかし、史料の残存状況に反し、実際には愛鷹丸と東海遠洋漁業株式会社の関係は非常に深いことがうかがえる。

明治39（1906）年に静岡県が建造した石油発動機付試験船富士丸の試験操業は、東洋遠洋漁業株式会社の起業や焼津の動力船時代開始の契機となった大きなトピックであった。一方で、遠洋漁船の機械化や大型化に伴う操業区域の拡大は、漁船の建造や出漁経費の増大を招くことになった。そのため焼津では、共存共栄と企業の合理化を目的として法人組織による漁業会社が作られるようになる。そのひとつが東海遠洋漁業株式会社である。同社は明治40（1907）年11月18日、焼津漁業界の先駆者である片山七兵衛（初代）が発起人のひとりとして主導的な役割を果たし、商法に基づき資本金3万円をもって設立された。そして、この時、東海遠洋漁業株式会社に参加を希望する北新田組の者のひとりに「中野松吉の伝兵衛船」があった。その後、同社は次々と新造船を進水させ、明治末期までに焼津の船元と乗組員からなる船中組織の大部分を併合し、大正時代に入って益々業績を上げたとされる。

愛鷹丸は、明治42（1909）年3月に新造され進水するが、その時の船元は「中野松之助」であった。このことと対応するように、本史料群中の史料も「愛鷹丸」の表記が見られるものは、「大船入用帳」（目録番号9-2）や「大漁水揚帳」（目録番号10-1）など明治43（1910）年以降作成の年記を持つものに限られている。また、同時期の史料には「中野松之助」の名が多数散見される。

ところで、『東海遠洋漁業株式会社三十年史』には、明治42（1909）年7月17日に中野松之助を船元とする「伝兵衛屋船」が「常盤丸」と改造されたとある。そして、上記の愛鷹丸は大正7年7月に売却されていることから、この「常盤丸」とは別船ということになり、この経緯に従うならば、むしろ「常盤丸」こそが、かつての伝兵衛屋船の系譜を引く船体であるということになるのではなかろうか。

こうして新会社設立により、船主と魚夫によって所有されていた漁船は、漁業会社との共同出資に改められるようになった。愛鷹丸も船元中野伝兵衛家と東海遠洋漁業株式会社との共有漁船であり、船主法人と船中（船元船子の共同組織）の出資持分は、建造価格5,332,000円を2分の1ずつとした2,666,000円であった。ちなみに「常盤丸」の建造価格2,337,068円も同じ割合により、船主法人、船中ともに1,168,534円であった。

焼津における発動機制作の歴史は、東海遠洋漁業株式会社が設立されて間もない明治43（1910）年に赤坂音七が浜通りにエンジン修理工場を開設したことに始まる。その後、船体の鋼船化が進む中、昭和6（1931）年に第五愛鷹丸（127トン）が建造された。これが東海遠洋漁業株式会社所属の大型鋼鉄船建造の契機となったことはよく知られているが、漁船の名称は、代船が建造されても冠頭の番号を変更するだけで名称はそのまま踏襲された。また、複数の漁船を所有する船中も同一名称で異なった番号を頭につけることが一般的であるとされる。なお、第五愛鷹丸を含めた歴代愛鷹丸の船体情報については、『焼津市史 漁業編 別冊 焼津のカツオ船とマグロ船』などに収められている。

このように愛鷹丸に関する史料は、中野傳兵衛家だけでなく、東海遠洋漁業株式会社の経営に関する史料という側面も併せ持っているといえよう。というのは、漁船共有経営は、船主法人がそれぞれの船中との間に漁船建造費の均等出資、航海経費の均等負担、純益の均等配分を原則とする共同経営関係を取り結ぶものであるとされるからである。その意味では、本史料群に収める各種帳簿は漁船共有経営における船中側の記録でもあり、その検証は、例えば、『焼津漁業史』に載せる明治43～大正2年における愛鷹丸の「動力漁船鯉漁期（4月～10月）収支」などと相俟って経営分析の興味深い対象となろう。

## 愛鷹丸に関するトピック

次に『焼津市史 漁業編』から抽出できる愛鷹丸に関連するトピックをいくつか紹介しておこう。これに関しては、まず漁業生産組合方式の単船経営型である愛鷹丸漁業生産組合がある。それによると、同組合は事業の盛衰は人にあるとの観点から、優れた船舶、設備、人材の結集により、生産性の向上に全力を傾けたことが紹介されている。ただ残念ながら、本史料群収録史料からは、その実態はうかがい知れない。

また、同書は、焼津漁師が参詣する神仏についても紙数を割いているが、その中には、吉田町の住吉神社には、昭和初期に撮影された愛鷹丸など焼津のカツオ船の写真が奉納されていることや、あるいは、昭和44（1969）年に焼津漁師の信仰の対象ともなっていた藤枝市の八幡山に第五愛鷹丸から舞殿の鈴緒が奉納されたといった事柄について触れられている。

なお、焼津漁業協同組合が運営する漁業資料館には、第五愛鷹丸が最終航海の出港時に掲げたとされる大漁旗が展示されている。

## おわりに

焼津は、藩政時代から漁村であったとはいえ、漁業の目覚ましい発展は、焼津が遠洋漁業の地歩を築き始めた明治以後の比較的新しい時代のことであったとされる。特に発動機船の出現は、大きなトピックであり、中野傳兵衛家と愛鷹丸は、そうした時代の中で焼津の漁業を牽引してきたといえる。

焼津の漁業に関しては、自治体史をはじめ、団体や企業の経営史、あるいは業界史が多数刊行され、また、研究蓄積もある。本史料群は、数量的には決して多いとはいえないが、漁業経営の分析には欠かせない諸帳簿類を多数収め、これまでに蓄積のある焼津の漁労組織のさらなる深化も期待できるだけでなく、焼津の漁業の歴史と文化の一端を伝える貴重なものである。今後の活用が望まれる。

なお、「明治三十年度組合経費」（目録番号 6・2）の宛て名には、焼津のもうひとつの史料群の旧所蔵者である瀧口猪之助氏の先代に当たる松之助氏の名前が見える。このような点からすると、断片的ではあるが本目録所収の「瀧口猪之助家文書」は相互補完をなすものである一面もあろう。併せて、ご覧いただきたい。

最後に末筆ながら、今回の目録刊行と解題執筆に当たっては、焼津市歴史民俗資料館、焼津漁業協同組合（漁業資料館）、滝口隆氏をはじめ多数の方々にお世話になった。この場を借りてお礼を申し上げたい。

（文責 織田洋行）